

○議長（鈴木基次君） おはようございます。開会に先立ちまして、去る4月1日及び6月1日に人事異動がありましたので、自己紹介をお願いします。

（自己紹介順序）

防災企画課長	中村幸嗣
税務課長	谷輪亮文
福祉保険課長	野田佳秀
上下水道課長	太田康之
産業建設課長	河合恭生

○議長（鈴木基次君） 次に、5月1日から10月末までの間、ノーネクタイ等クールビズ対応としますので、ご理解、ご協力をよろしくをお願いします。

午前九時〇〇分開会

午前九時〇〇分開議

○議長（鈴木基次君） ただいまの出席議員数は10人です。定足数に達していますので、平成27年美浜町議会第2回定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、会議規則第126条の規定によって、7番 高野議員、8番 谷口議員を指名します。

日程第2 会期決定の件を議題にします。

事務局長から別紙会期予定表を説明します。

○事務局長（北裏典孝君） 説明します。

平成27年美浜町議会第2回定例会会期予定表。

6月16日・火曜日、本会議、1番、会議録署名議員の指名、2番、会期の決定、3番、諸報告、4番、施政方針並びに全議案の提案理由説明、5番、一般質問、終了後、各常任委員会を開催します。

17日・水曜日、本会議、一般質問。

18日・木曜日、本会議、一般質問、議案審議でございます。

19日・金曜日、本会議、議案審議でございます。

以上でございます。

○議長（鈴木基次君） お諮りします。

本定例会の会期は、事務局長説明のとおり、本日から6月19日までの4日間したいと思います。

ご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○議長（鈴木基次君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から6月19日ま

での4日に決定しました。

日程第3 諸報告を行います。

地方自治法第121条の規定によって、本定例会に説明員として出席通知のありました者の職、氏名を一覧表としてお手元に配付しています。

本定例会に提出された議案はお手元に配付していますが、事務局長から報告します。

○事務局長（北裏典孝君） 報告します。

報告第1号 専決処分事項の報告（美浜町長等の給与条例の一部を改正する条例）について、報告第2号 専決処分事項の報告（美浜町税条例等の一部を改正する条例）について、報告第3号 専決処分事項の報告（美浜町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例）について、報告第4号 専決処分事項の報告（平成27年度美浜町一般会計補正予算（第1号））について、報告第5号 繰越明許費繰越計算書の報告（美浜町一般会計）について、報告第6号 繰越明許費繰越計算書の報告（美浜町農業集落排水事業特別会計）について、報告第7号 繰越明許費繰越計算書の報告（美浜町公共下水道事業特別会計）について、報告第8号 建設改良費繰越計算書の報告（美浜町水道事業会計）について、議案第1号 美浜町に副町長を置かない条例の制定について、議案第2号 電子情報処理組織による戸籍事務に関する事務の委託について、議案第3号 美浜町職員定数条例の一部を改正する条例について、議案第4号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、議案第5号 美浜町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、議案第6号 美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、議案第7号 美浜町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、議案第8号 美浜町介護保険条例の一部を改正する条例について、議案第9号 工事委託契約の締結について、議案第10号 平成27年度美浜町一般会計補正予算（第2号）について、議案第11号 平成27年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、議案第12号 平成27年度美浜町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について、議案第13号 平成27年度美浜町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、議案第14号 平成27年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、議案第15号 平成27年度美浜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、議案第16号 平成27年度美浜町水道事業会計補正予算（第1号）について、議案第17号 監査委員の選任について、議案第18号 固定資産評価員の選任について。

以上です。

○議長（鈴木基次君） 町長提出案件は以上です。

本日までに受理した請願書は、お手元に配付しました文書表のとおりです。

請願第3号 集団的自衛権行使にかかわる関連法案に反対を求める請願は、総務産業建設常任委員会に付託します。

報告します。

議員の派遣の件についての派遣結果の報告については、お手元に配付のとおりです。

監査委員から、例月出納検査及び定期検査結果について文書報告を受けています。お手元配付のとおりです。

次に、町長から行政報告の申し出があります。これを許します。町長。

○町長（森下誠史君） おはようございます。

議長のお許しを得ましたので、行政報告をいたします。

昨年12月某日の夜、勤務時間外の車内において、30代の女性に対して重大なセクハラ行為を行ったものと認定し、去る4月3日、50歳代の男性職員に対して停職4カ月の懲戒処分を行いました。この男性職員は、その後5月15日付で退職の申し出がありましたので、同日付で退職辞令を交付し、それに伴う人事異動を先日行ったところでございます。今後、こういったことが二度と起こらないよう法令遵守を徹底してまいります。

以上、今回の職員に対する懲戒処分についての行政報告といたします。

○議長（鈴木基次君） これで諸報告を終わります。

日程第4 施政方針並びに全議案の提案理由説明を求めます。町長。

○町長（森下誠史君） 先の3月議会では、2期目に当たり、4年間の私の町政運営に係る所信を申し上げましたが、本日、平成27年第2回定例会を開会するに当たり、今回の補正予算の提案と、先にお認めいただいた当初予算とあわせて、本年度の基本的な施政方針を申し上げ、議員の皆様方のご協力を賜りたいと存じます。

さて、3月議会では、私の任期中に向けた所信表明を申し上げましたが、2期目のスローガンとして6つの項目を上げております。

1. 津波による被害者ゼロへ。
2. 笑顔のあふれる子どもたちへ。
3. あたたかい町づくりをめざして。
4. 元気あふれる町へ。
5. 快適な定住環境の町づくりへ。
6. 未来を見据えての町づくりへ。

まずは、第1番目、「津波による被害者ゼロへ」の施策であります。本年度は、かねてより計画中の松原高台避難場所、いわゆる築山について、いよいよ保安林の解除申請や海浜地の使用許可申請など、平成28年度からの工事着手に向けて準備を進めてまいります。

また、公民館濱ノ瀬分館屋上の避難施設の整備につきましては、当初予算に計上して、既に準備に取りかかっているところでございます。同じく、当初予算でお認めいただいたLED避難誘導灯などの整備を着実に進めてまいります。

また、今回の補正予算に計上しています緊急離着陸場立地条件検討業務により、三尾地区を初め、全町的に緊急時にヘリコプターが離発着できる場所の検討、さらに津波避難場所となっている松原小、和田小の屋上に停電時にも点灯する照明設備の整備等も進めてま

います。

第2番目、「笑顔のあふれる子どもたちへ」についてでございますが、これは、地域の宝である子どもたちが健やかに育つための環境整備に係る施策でございます。

本年度は、当初予算、補正予算ともに大きな工事に係る経費は計上してございませんが、中学校の帰宅バスを1本増便するなど、きめ細やかなところを予算化したつもりでございます。

4月から始まった子ども・子育て支援法に対応して、ひまわりこども園の今後の運営についても公設・公営の方向性を打ち出したところでございます。

また、今年度から総合教育会議を開催して、町長と教育委員会が協議できる機会が設けられましたので、ふるさと教育に学校でも取り組んでもらいたいと考えてございます。

第3番目、「あたたかい町づくりを目指して」につきましては、高齢者福祉や障害者福祉、子育て支援の観点からでございます。

特に、子育て支援につきましては、中学までの医療費無料化と出生祝い金の制度をつくり、またひまわりこども園や学童保育の充実により、子育てがしやすい環境づくりに取り組んでまいりました。

また、地方創生交付金を活用した新築取得補助などとあわせ、今後も人口対策に取り組んでまいります。

さらに、介護や医療に係る経費の増大には危惧するところでございますが、介護保険では、地域包括支援センターの充実を目指して職員定数枠を広げるなどの取り組みを進めてまいります。

第4番目は、「元気あふれる町へ」でございますが、活気ある地域産業を目指した産業振興でございます。

農業では、今回の補正で、新規に就農する方への助成や、JA選果場に設置したキュウリの選別システムの更新に補助するなどの環境整備を進めてまいります。

煙樹ヶ浜の松林につきましては、従来の松林内の整備を進め、引き続き松くい虫防除に努めてまいります。

水産業では、防衛施設周辺整備補助金を活用して、日高港西川地区漁船係留施設の整備を図り、三尾漁港についても築いそ投石事業等を進めてまいります。

商工業におきましては、今年開催される紀の国わかやま国体を契機に、地元製品のPRに力を入れるなど、引き続き販路の拡大に努めてまいります。

第5番目は、「快適な定住環境の町づくりへ」でございます。これは、道路整備や上下水道整備で、本年度道路整備では継続事業として吉原上田井線改良工事を引き続き進めてまいります。また、椎崎橋の補強工事、美浜大橋の耐震補強工事も進めてまいります。

公共下水道では、本年度に本ノ脇地区の管路工事が終了し、全体計画が一応終了する予定となっております。供用開始に伴い、集会所など公共施設の下水道への接続も進めてまいります。

また、水道事業でございますが、本年度2億50,000千円の工事費により、西山の配水池の増設を行います。財源につきましては企業債で1億20,000千円、一般会計からの出資金70,000千円、残りは自主財源ということで計画してございます。

最後に、第6番目の「未来を見据えての町づくりへ」でございますが、本年度は長期総合計画の後期に向けた見直し作業と地方版総合戦略の策定が目玉事業でございます。

今後の人口ビジョンと、それを実現するための施策について、大胆な発想と緻密な計画により「消滅する自治体」とならないための施策が必要でございます。

また、今年実施される国勢調査の結果が来年度からの交付税の額に直接影響することから、全庁挙げての取り組みを進めてまいりたいと考えてございます。

以上、十分に言い尽くせない部分ばかりでございますが、平成27年度の当初予算、そしてこのたびの6月補正を通じた平成27年度行政運営に当たっての私の方針を申し上げます。

議員の皆様方を初め、住民の皆さん方のご支援、ご協力を改めてお願い申し上げ、職員一丸となって前進してまいりたいと思っております。

何とぞよろしくお願い申し上げます。

続きまして、平成27年美浜町議会第2回定例会に上程いたしました報告8件、議案18件について、提案理由を申し上げます。

報告第1号につきましては、専決処分事項の報告でございまして、美浜町長等の給与条例の一部を改正する条例についてでございます。

去る4月3日に、男性職員に対し停職4カ月の懲戒処分を行いましたが、これに伴い管理・監督する立場である町長、副町長の5月分の給料1カ月分を10分の1減額する条例改正を4月3日付で専決処分をさせていただいたものでございます。やむなく専決処分をいたしましたので、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、ご承認をお願いするものでございます。

報告第2号につきましては、専決処分事項の報告でございまして、美浜町税条例等の一部を改正する条例についてでございます。

法改正により、社会保障・税番号制度の施行に伴う届出等書類に係る改正、軽自動車税の税率の改正とたばこ税の改正、町税の減免申請に係る納期限の変更等が主な内容であります。

地方税法等の一部を改正する法律が平成27年3月31日に公布され、原則として4月1日から施行されることになりましたので、当町税条例の関係部分につきまして、やむなく専決処分をさせていただきました。

報告第3号も専決処分事項の報告でございまして、美浜町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例についてでございます。

本専決処分事項は、法改正により国民健康保険税に係る賦課限度額の引き上げ及び低所得者の負担の軽減を行うものであります。

地方税法等の一部を改正する法律が平成27年3月31日に公布され、4月1日から施行されることになりましたので、当町国民健康保険税条例の関係部分につきまして、やむなく専決処分をさせていただいたものでございます。

報告第4号は、補正予算の専決の報告でございまして、平成27年度美浜町一般会計補正予算（第1号）についてでございます。

平成28年度からの工事着手を目指して、現在その準備作業を進めてございます松原高台避難場所でございますが、4月初旬に工事予定地が埋蔵文化財の包蔵地に該当しないか県教育委員会に問い合わせを行ったところ、現地調査の結果、建設予定地の一部が吉原遺跡に含まれる可能性があり、試掘確認調査が必要であることが判明いたしました。

今後の保安林解除申請や海浜地の使用許可申請のスケジュールからも、1日も早くこの試掘確認調査を実施する必要があると、5月18日付で補正予算を専決処分させていただいたものでございます。金額的には、歳入歳出それぞれ798千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を32億82,622千円とするものでございます。

報告第5号 繰越明許費繰越計算書の報告（美浜町一般会計）について、報告第6号 繰越明許費繰越計算書の報告（美浜町農業集落排水事業特別会計）について、報告第7号 繰越明許費繰越計算書の報告（美浜町公共下水道事業特別会計）についてでございまして、地方自治法第213条で歳出予算の経費のうち、年度内にその支出が終わらない見込みのものについては、翌年度に繰り越しして使用することができるとなっていますので、繰り越しをお願いいたしました繰越明許費につきまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、報告するものでございます。

次に、報告第8号では、平成26年度美浜町水道事業会計建設改良費繰越計算書の報告についてでございます。

地方公営企業法第26条第1項の規定により、建設改良費の一部を翌年度に繰り越しをいたしましたので、同条第3項の規定により、報告するものでございます。

議案第1号は、美浜町に副町長を置かない条例の制定についてでございます。

地方自治法第161条第1項に「都道府県に副知事を、市町村に副市町村長を置く。ただし、条例で置かないことができる。」と規定されてございます。現在の副町長の任期が6月30日までとなっておりますので、本条例を制定することで、7月1日以降は当面副町長を置かないとするものでございます。

議案第2号は、電子情報処理組織による戸籍事務に関する事務の委託についてでございまして、現在単独で導入しています戸籍総合システムを機器の更新のタイミングに合わせて、本体となるメインサーバーを、津波被害を受ける可能性が低い日高町役場に置き、同時期にシステムの更新時期を迎える由良町、日高町、美浜町の3町が共同で同じシステムを使用していくに当たり、地方自治法の規定により、事務委託規約について議会の承認をお願いするものでございます。

議案第3号は、美浜町職員定数条例の一部を改正する条例についてでございまして、介

護保険法が改正され、平成29年4月に要介護認定の方のうち、要支援1、要支援2の方のデイサービスとホームヘルパーの利用が町の地域支援事業へ完全移行することが決まっています、これに伴い美浜町地域包括支援センターがその業務を担うこととなっていることはご承知のとおりでございます。

今後予想される地域包括支援センターの職員増に対応するため、現在職員の定数が上限91人で、そのうち町長部局が56人となっているところを、4人増やして60人とし、全体の定数を95人とするものでございます。

議案第4号は、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。現在のALT（外国語指導助手）の報酬月額、町の条例により340千円と定められているところでございますが、今後採用するALTについては、報酬月額をスライド制とすることが定められていて、本年7月末で、現在赴任中のジャシー先生が帰国されることとなり、新しいALTが来日されるのを機に条例中の別表を改正し、報酬月額については、5年目の最高額である330千円以内とする改正を行いたく、今回ご提案申し上げるものでございます。

議案第5号は、美浜町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。これまで美浜町職員には縁のなかった地域手当を職員手当として払えるようにするための改正でございます。

和歌山県の場合、和歌山市と橋本市が第6段階の支給地域に定められていて、6%分が支給されてございます。今年4月から、美浜町職員が和歌山市に事務所のある地方税回収機構へ派遣されたのですが、2年前から後期高齢者医療広域連合に派遣されている職員には地域手当が広域連合から支給されているのに対し、地方税回収機構は、町の条例によって支給しないと地域手当が出ないことがわかってまいりました。今後も、職員が県や広域連合、回収機構などに派遣されることも考えられ、派遣先によって手当の取り扱いが異なることのないよう条例を改正するものでございます。

議案第6号は、美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてでございます。前年中の所得及び固定資産税対象額の把握ができましたので、今年度の国民健康保険税額の試算を行いましたところ、本年度は昨年度に比して税率試算の基礎数値になる予算額が大幅な増額となっていること等、現行どおりの税率で試算しますと不足が生じてまいりますので、税率を上げる改正をお願いするものでございます。

議案第7号は、美浜町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてでございます。昨年9月議会で条例制定をお認めいただいた同条例の指定の基準の中の「職員」について、必要な保育士の数として、保健師または看護師を保育士とみなすことができるという規定について、今般厚生労働省の省令の変更によって、准看護師も保育士の人数とみなすことができる旨の改正をするものでございます。

議案第8号は、美浜町介護保険条例の一部を改正する条例についてでございます。

本条例の改正は、平成27年4月からの介護保険制度の改正に伴い、去る3月議会で介

介護保険条例を改正し、介護保険料を改定いたしましたもののうち、所得の少ない第1項第1号の方の保険料率を軽減するものでございます。

議案第9号は、工事委託契約の締結についてでございます。

平成27年度においての日高港（西川地区）漁船係留施設整備事業につきましては、昨年度に引き続いての上流側係留施設に係る防波堤の建設工事及び下流側係留施設に係る測量調査設計業務を予定しているところでございます。この整備事業につきましては、和歌山県との間で毎年度協定書を締結し、県に委託して実施するものでございます。

工事の委託に係る協定書の締結に関しましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであり、契約の相手方は和歌山県、和歌山県知事でございます。

議案第10号は、平成27年度美浜町一般会計補正予算（第2号）についてでございます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ4億30,143千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を37億12,765千円とするものでございます。

当初予算が骨格予算であった関係から、投資的経費の大半が今回の補正に予算計上されてございます。

第2表、債務負担行為の追加、第3表の地方債補正の追加もでございます。

では、歳入からご説明いたします。

9ページ、分担金、農林水産業費分担金は、田井地区水路改良測量委託業務の受益者負担金でございます。

国庫負担金、民生費国庫負担金は、第8号議案で提案しております介護保険料のいわゆる第1段階の方の保険料軽減措置相当分の2分の1でございます。

国庫補助金、土木費補助金は、社会資本整備総合交付金でございまして、吉原上田井線改良工事、椎崎橋補修工事、美浜大橋耐震補強工事の3事業に対する補助金でございます。

総務費国庫補助金は、新しい介護保険制度に対応するクラウド共同システムの改修費に対する補助金でございます。

県負担金、民生費負担金も、介護保険料のいわゆる第1段階の方の保険料軽減措置相当分の4分の1でございます。

11ページ、県補助金、農林水産業費県補助金は、農業費補助金として新規就農総合支援事業、小規模土地改良事業、農業基盤整備促進事業（田井地区水路改良）で、林業費補助金は、森林病虫害等防除事業（樹幹注入）、市町村民の森事業、松くい虫防除事業（特別伐倒駆除）への補助金でございます。

土木費補助金は、普通県費補助事業に対する補助金でございます。

教育費県補助金、社会教育費補助金、人権啓発市町村助成事業補助金は、今年度から策定予定の男女共同参画計画策定事業への補助でございます。

また、ジュニア駅伝大会開催補助の追加もでございます。

消防費県補助金は、避難誘導設備等整備に係る、わかやま防災力パワーアップ補助金で
ございます。

財産運用収入は、日高観光物産センター株式会社の配当金でございます。

11ページから14ページにかけての繰入金、基金繰入金は、財政調整基金、高齢者福
祉基金、墓地基金繰入金でございまして、高齢者福祉基金は地域福祉センターの改修工事
に充当し、墓地基金は墓地管理の電算システム更新に係る経費等に充当するものでござい
ます。

また、財政調整基金からの繰り入れは2億円で、当初予算と合わせて3億80,000
千円となっております。

繰越金は、財源調整のための追加でございます。

雑入は、和田東地区へのコミュニティー助成金、雇用保険自己負担、「町イチ！村イ
チ！2015」助成金でございます。

最後に、町債は道路関係の公共事業債、上水道出資債でございます。

次に、歳出でございます。

まず、全体的な話として、4月の人事異動に伴う人件費の調整を今回行ってございま
すので、給料、職員手当、共済費、退職手当負担金の増減がございます。

また、共済組合負担金の率が4月から上がった関係から、人事異動のなかった部署でも
共済費の補正が発生していることをご了解願います。

議会費は、人件費の調整と、インターネット回線の切り替えによる費用を計上してござ
います。

総務費、一般管理費は、当初予算で新規採用職員の人件費をここにまとめて計上してい
たものを、それぞれ配属先に分けたことによる減額と、県の人権啓発補助金を受けて、今
年度から男女共同参画計画の策定に係る委託料、さらに庁舎建設以来ずっと使い続けてい
る会議室の机を買いかえる備品購入費用等を計上してございます。

文書広報費は、3月の行政手続条例の改正に続き、国の行政不服審査法が改正され、関
係条例の整備が必要となりますので、その法制整備委託料を計上してございます。

財産管理費では、委託料として公共施設等総合管理計画及び固定資産台帳整備業務と、
地域包括支援センターの拡充による事務所スペースを確保するための庁舎増築に向けた設
計委託料でございます。

工事請負費は、公共下水の供用開始に伴い、本ノ脇、田井畑等の集会所への下水道接続
工事はかでございます。

15ページから18ページにかけての企画費は、夏に開催予定の煙樹ヶ浜フェスティバ
ルの開催費用でございます。

電子計算費の追加は、基幹系クラウドシステムのうち、介護保険制度の改正に対応する
ための委託料及びマイナンバー情報の全国接続の起点となる中間サーバーへの接続端末の
整備等に要する経費でございます。

諸費は、和田東地区祭礼道具へのコミュニティー助成事業と、放課後児童健全育成事業補助金の精算による償還金でございます。

17ページ下段の税務総務費は、人事異動に伴う人件費の増でございます。

また、この中に第5号議案で条例改正を提案しております地方税回収機構へ派遣した職員の地域手当を新たに計上してございます。

さらに、システム変更による超過勤務が多大となっておりますので、超過勤務手当を追加してございます。

19ページの戸籍住民基本台帳費は、人事異動に伴う減額と、議案第2号で提案しております日高町に委託する形での戸籍システム更新に係る委託料等を計上してございます。

民生費、社会福祉費、社会福祉総務費の追加は、人事異動に伴う減額と、人事異動で人件費が増額となった国民健康保険特別会計への繰出金の追加でございます。

国民年金費の減額も人事異動に伴う減でございます。

21ページの老人福祉費は、人事異動に伴う増減でございますが、繰出金のうち低所得者保険料軽減繰出金につきましては、第8号議案で提案しております介護保険料の軽減措置に対する繰り出しの追加でございます。

福祉センター管理費は、平成4年度に建築した役場前の地域福祉センターは、外壁の傷みと雨漏れがひどく、今年度、高齢者福祉基金を取り崩して改修を行うものでございます。

地域包括支援センター運営費の共済費の補正は、共済組合負担金の引き上げによるものでございます。

21ページ下段から24ページの衛生費、保健衛生費、保健衛生総務費は、異動に伴う人件費の調整と、水道事業で今年度取りかかる西山配水池の整備に対する出資金でございます。

環境衛生費の工事請負費の追加は、美浜町斎場の修繕工事、墓地基金費、墓地管理費の補正は、墓地基金を取り崩して新たな墓地管理システムの構築と、新しい墓地の区画整備を行うものでございます。

23ページ下段からの農林水産業費、農業費、農業委員会費と農業総務費は、人件費の調整でございます。

農業振興費の追加は、野菜花き産地総合支援事業、新規就農総合支援分2人分、JA選果場に設置しているキュウリの選果機更新に対する補助金でございます。

25ページの農地費の追加は、委託料では農道台帳更新、田井地区水路改良測量設計、下ノ池測量調査設計などでございます。

工事請負費は、和田西中、入山地区での水路改良工事でございます。

負担金補助及び交付金のうち、若野頭首工改良事業負担金については、和歌山県が事業主体となって、今後4年間で若野頭首工の起伏ゲートと操作室を改修することとなっていて、美浜町は全体の2.36%の負担割合となっております。

農業集落排水事業への繰出金は、入山・上田井処理場の修繕工事に係る繰り出しでござ

います。

中段からの林業総務費の追加は、保安林作業員4人の短期雇用と森林病虫害等防除・特別伐倒駆除などの追加でございます。

下段から28ページへの水産業振興費は、人件費の調整と、新規の公用車のリース、2漁協への漁業研究助成などがございます。

漁港建設費の工事費は、三尾漁港内の修繕などの工事費でございます。

商工費では、「町イチ！村イチ！2015」への参加出展費用としての美浜町商工会への助成金、観光費では、工事費でキャンプ場と「潮騒かおる煙樹ヶ浜」憩いの広場における公共下水道接続工事費、負担金では、紀の国わかやま国体期間中にJA紀州と管内市町が共同して観光PRを行うための費用でございます。

27ページ下段からの土木管理費は、人事異動に伴う人件費の調整でございます。

29ページ中段からの道路橋梁費は、当初予算で工事関係費用を計上していない関係から、道路橋梁総務費で防犯灯のLED化の工事費、道路維持費では、町道などの維持修繕、道路新設改良費では、1億39,347千円の工事費を計上してございます。

また、道路維持費では、短期雇用の作業員の賃金や道路台帳の更新費用などを計上してございます。

31ページ下水道費は、公共下水道事業特別会計への繰出金の追加でございます。

住宅費、住宅管理費の追加は、本ノ脇地区の公共下水道供用開始により、和田B団地、C団地の排水を公共下水道へつなぎ込みする工事費でございます。

31ページ中段からは、消防費でございまして、非常備消防費では、新入団員5人分の制服、消防施設費では、消火栓ボックスやホースの購入費を計上してございます。

災害対策費は、県のパワーアップ補助金等を活用しながらの避難誘導灯などの設備の拡大や、新たに感震解錠キーボックスの設置などを進めてまいります。

さらに、防災行政情報メールの携帯やスマホへの配信の仕組みの構築や、三尾地区をはじめ全町的に緊急時にヘリコプターの離着陸場となる立地条件の検討等にも取り組んでまいります。

備品購入費は、災害用非常食料の買い替え、33ページの負担金補助及び交付金は、各地区自主防災施設で資機材を購入する際の3分の2の補助金でございます。

教育費、教育総務費、事務局費は、人事異動に伴う人件費の調整、33ページから36ページの小学校費、中学校費は、それぞれ当初予算では骨格予算であるため、最低限の経費しか計上していなかった分の追加でございます。

ひまわり子ども園費の人件費も、人事異動、採用等による調整でございます。

社会教育費は、人件費の調整、公民館費は、5つの公民館にAEDを設置する費用を計上してございます。

37ページの図書館費では、図書館の蔵書管理システムが更新時期を迎えることから、新たな保守契約を締結するとともに、機器の充実に努めるものでございます。

保健体育費、保健体育総務費の追加は、9月27日開催の紀の国わかやま国体ビーチボールバレー大会の記念品等の経費、体育施設費の追加は、吉原テニスコートなどの整備工事でございます。

37ページ最後の公債費でございますが、平成16年度に借り入れした臨時財政対策債と減税補填債がそれぞれ10年目の利率見直しにより利子が減りましたので、おのずと元金が増えることによる増額でございます。

議案第11号は、平成27年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてでございます。既定の歳入歳出予算総額にそれぞれ1,132千円を追加し、補正後の歳入歳出予算総額を12億49,038千円とするものでございます。内容的には、人事異動に伴う人件費の調整でございます。

議案第12号は、平成27年度美浜町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてでございます。共済利率の変更、曝気槽攪拌装置の修繕費用の補正でございます。

補正をお願いする額は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ4,169千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を1億93,582千円とするものでございます。

議案第13号は、平成27年度美浜町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてでございます。松原浄化センターの汚泥脱水機の修繕費用、建設費では、人事異動に伴う人件費の追加でございます。

補正額は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ16,383千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を2億750千円とするものでございます。

議案第14号は、平成27年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

今回お願いいたします補正は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ35千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を8億22,860千円とするものでございます。

介護保険料、第1号被保険者保険料については、議案第7号でご提案いたしました介護保険料の減額によるものでございまして、第1項第1号の段階の保険料が減額されることとなりますので、保険料のうち特別徴収分、普通徴収分をそれぞれ減額するものでございます。この保険料の減額分に相当する額については、一般会計繰入金として同額を繰り入れしてございます。

議案第15号は、平成27年度美浜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

今回の補正は、既成の歳入歳出予算の総額からそれぞれ4,403千円を減額し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億97,220千円とするものでございます。人事異動に伴う職員人件費の減額でございます。

議案第16号は、平成27年度美浜町水道事業会計補正予算（第1号）についてでございます。

今回の補正は、収益的収支の支出、資本的収支の収入と支出の補正をお願いするもので

ございます。人事異動に伴う人件費の補正と、西山配水池増設事業に伴う財源措置でございます。

議案第17号は、監査委員の選任についてございまして、美浜町大字吉原1081番地の13、湯川正進氏を再任させていただきたく、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。

なお、任期の起算日につきましては、平成27年7月1日から4年間でございます。

何とぞよろしくお願い申し上げます。

議案第18号は、固定資産評価員の選任についてございまして、現在評価員をお願いしています西本武司氏が6月30日で退任されますので、美浜町大字吉原1090番地の10、三原哲生氏を新たに選任いたしたく、地方税法第404条第2項の規定により議会の同意をお願いするものでございます。

なお、任期につきましては、平成27年7月1日からでございます。

何とぞよろしくお願い申し上げます。

以上、本定例会に提案いたしました報告8件、議案18件について、一括して提案理由を申し上げます。

何とぞご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木基次君） しばらく休憩します。

再開は10時10分とします。

午前九時五十八分休憩

———・———

午前十時一〇分再開

○議長（鈴木基次君） 再開します。

一般質問に入る前に、町長から、ただいまの提案理由説明について訂正の申し出があります。これを許可します。町長。

○町長（森下誠史君） 先ほど、提案理由説明の中で、議案第14号 平成27年度美浜町介護保険特別会計補正予算についてご説明申し上げました。その中で、介護保険料、第1号被保険者保険料については、議案第7号で提案いたしましたということで、私、申し上げましたが、これにつきまして正しくは議案第8号ということでございますので、ここで議案第7から第8ということで、ご訂正よろしくお願い申し上げます。

○議長（鈴木基次君） 日程第5 一般質問を行います。

一般質問の順序は、お手元に配付のとおりです。

7番 高野議員の質問を許します。高野議員。

○7番（高野正君） おはようございます。7番、高野でございます。

ただいま議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。件数は3点です。

まず1点目、人口減少対策、その成果はということで質問させていただきます。

町長におかれましては、現在に至るまで、さまざまな施策を打ち出されてまいりました。中学生までの医療費無償や出生祝い金までもが対策の一環であるかのように述べられています。そこで、人口減少は相も変わらず続いている中で、町長の率直な見解をお尋ねいたします。人口問題については、例えばこういう施策をしているからこの現状でとまっているとか、次に新しい施策を考えているとか、現段階のお考えを将来に向けての展望をお示しくください。

3月8日の読売新聞和歌山版の記事には、「出生数30年で45%減」、「11市町村は6割以上減」という見出しの中で、小見出しには「29市町村で減少」とありました。続いて、唯一、岩出市が出生数の増加40.3%を記録したとあり、その理由は、「和歌山市や大阪府南部と結ぶ道路網やJRが走る利便性から住宅開発が進み、若年層が流入したことが主な要因と見られている」とありました。要するに、施策の成果もあるかもしれませんが、そういったことよりも土地位置の利便性が最大の効果のように受けとめられるような記事でありました。受けとり方ではありますが、どんな施策を打ち出しても、土地柄の利便性がなければ人口が減少するということでもあります。

私は、この人口減少対策には、情けないことにこれといった提案はありません。が、しかし、今現在町内にお住まいの住民の皆さんを、より一層安心・安全に住みやすいまちを目指すことこそが、人口は減少していくものの緩やかな減少にとどまるのではないのでしょうか。出生祝い金、中学生までの医療費無償化、これらもいいでしょう。でも、日高郡内どこに住んでもほぼ同じ行政サービスを受けられるでは、当町の特色という点ではいささか寂しいではありませんか。美浜町に住めば、町長が住民の意見をよく聞いてくれる、細やかな配慮がある、防災避難路もよく整備できている。だからこそ、現在の最優先は防災・減災であると、私は考えていますが、町長におかれましては、大きなものは別にしまして、細やかな防災・減災対策は、どのように進められるおつもりか。話はいささか人口減少から防災へと飛んでしまったようですが、私は、そうは思っておりませんので、具体的な町長のご答弁を期待します。

○町長（森下誠史君） 高野議員の1点目、人口減少対策、その成果はのご質問で、1点目が、成果は上がっているとお考えかについてお答えいたします。

私が町長就任時の所信表明において、美浜町にとっては人口の減少は重要な危機ともいえる事柄であり、また人口は町政の大きなバロメーターだと述べさせていただきました。就任以降からの人口減少対策といたしまして、子ども医療費の中学生までの無料化、出生祝い金制度、不妊治療費の助成など、議会の皆様にもご理解を賜りながら、人口減少対策に取り組んでいるところでございます。また、人口増減の要因を分析することが必要であると考え、出生、死亡による自然動態によるもの以外の要因として、転入転出による社会動態による影響に着目し、6月から転入転出者に対して、その理由、まちの印象など、アンケートによる意識調査を始めているところでございます。子ども医療費の中学生までの無料化や出生祝い金を支給することにより、どれくらいの成果があるということについて

は、具体的にどのくらいの人口増加に繋がるかということにははっきり申し上げられません
が、その他の施策との相乗効果により、人口減少対策に繋がるものと考えてございます。
今後の新しい施策、将来の展望については、現段階での課題を整理した上で、今年度中に
策定する美浜町人口ビジョン及び総合戦略においてお示ししたいと考えてございます。

2点目でございますが、細やかな防災・減災こそが緩やかな人口減少にとどまると思う
がどうですかにお答えいたします。

平成17年以降、県から地震や津波に関する想定が公表されてから、公共施設の耐震化
や津波避難場所の整備・確保、津波ハザードマップ作成・啓発など、さまざまなハード・
ソフト対策を行い、住民の安心・安全に繋がる対策を講じてまいりました。私は、防災・
減災対策には終着点はなく、永遠の課題と考えてございます。今後も、各地区自主防災会
のご意見を賜りながら、地域防災計画や南海トラフ巨大地震津波避難に関する整備計画に
基づき、一人の犠牲者も出さないを信念として防災・減災対策に取り組み、人口減少の抑
制に努めたいと思っております。

○議長（鈴木基次君） 高野議員。

○7番（高野正君） ちょっと、質問の仕方が悪かったのかもしれませんが、具体的にど
ういうことをされるおつもりかとお尋ねしているわけで、この唯一、和歌山県下30市町
村のうち岩出市1市が人口増えている、子どもの出生率が高いというのは、大きな理由が
あるんですよ。やっぱり、私が言ったように、大阪府南部のほうに道ができていて近いと
か、ここ35年ほど前から、岩出市、24号線が走っていますよね。和歌山の和歌山駅
の前からずっと走って近く通ってずっと紀の川のあの堤防の上、走っていたんですよ。と
ころが、岩出市、35年ほど前から、24号線のバイパスつくったんですよ。当時、和歌山
市で1坪350千円、岩出市100千円。100坪、土地を買って、和歌山市ならそれを
土地代だけで35,000千円、20,000千円の家、乗せたら55,000千円。
ところが、岩出市、100坪買って10,000千円、20,000千円の家、乗せたら
30,000千円。どっちへ家建つかといたら岩出のほうへ建つんですよ、大体。私は、
あまのじゃくで、通勤時間を考えれば、和歌山市内のほうが近いから和歌山市に建ちまし
たが、それからどんどん商業施設がその周りにでき出した。同時に、住宅地が開発されて
どんどん家が建ちやすくなってきたんですよ。だから、どんどん移っているんですよ。こ
れ、行政側も多分そういう指導をされたと思うんですよ。ただ単に、道が便利で大阪に近
いからとか、JRが走っているとかということじゃないです。ところが、うち、対向4車線
の道ありますか、国道、走っていない、JRもない。そういったことでは、増える要素が
ないんですよ、今。全国的に減っているんですよ、みんな。東京23区でも減っていると
ころもあるぐらいですから。

そこで、一、二点の質問から質問させてもらいますけれども、町長在職中は既出の議
会で7,500人、人口維持したいとおっしゃいました。そうするためには、何か手を打た
ないかんですね。ところが、目に見えるものでなければ、例えばソフトでハザードマッ

プつくったからというてこれで安心ですよというわけじゃないですよ。ハザードマップって、あくまでここで浸水、深度が、水がどれぐらい来るかというハザードマップでしょう。ここへ来たら安心やということもわかりますけれども、そこへ行くためにどうしたらええんかという避難路も要るでしょう。だから、そういった目に見えた手をどんどん打っていかないとやっぱり減っていくと思うんですが、具体的には、だからどういう計画があるのか聞いているので、ソフトは別にいいんですよ、もう。だから、目に見える道をつくる、避難路になるんやと、ここは。だから、そういう努力を、町長、していただきたいと思っているんです。だから、今、美浜町の土地、どんどん下がってきましたよって農業関係者が言うておるとおり、津波が来て水に浸かるから誰もこんなところへ家建てたないというのが実情なんですよ。孫が家建つけけれども、もうよそへ建つかと、日高町へ行くか、日高町、土地安いというようなことになるんですよ。だから、それを阻止するためにはどうしたらええんかというのを考えていただかないと、これ大きな計画ですから、5年、10年先の話も含めて、来年、再来年の話もやっぱりきちっとしておくべきではないかと思うんですが、その辺についてはいかがですか。

○議長（鈴木基次君） 町長。

○町長（森下誠史君） 高野議員にお答えいたしたいと思います。

おっしゃるとおり、私自身、23歳で美浜町職員にならせていただいたときを少し思い出した。というのが、おっしゃるとおり、今は岩出市ということでございますが、たしかその当時には岩出町というような形だったと、私は記憶してございます。そして、それと、今、議員がおっしゃる人口というような形でございますが、おっしゃるとおり、こういった出生もそうでございますが、あと人口増ということの和歌山県の市町村で勘案しましても、岩出、そして上富田、そして日高の3つの市町が増というような形になっているかと思えます。あとのところ、美浜町も御多分に漏れず減少というような形でございます。

そういった形の中で、今、高野議員がおっしゃる避難路というような形でインフラももう少し必要じゃないかということでございますが、その辺も勘案しながら今後は取り組んでいきたいと思えますし、取り組んでおります。というのが、ハードということでございまして、松原の高台とか、そして西山への避難路という形もやっておりますし、今後はまずは住民の生命を守るというような形で、今、力点を置いているような状況でございます。そういったことも勘案しながら、そして人口増ということでございますが、地理的条件もあるんですけども、その中でも何とかやっていきたいということで、先ほど、私、ご答弁させていただきました出生祝い金とか、この周辺とやっとな最低レベルに合わせたかと思うんですけども、中学生までの医療費の無料化、そして子どもたちの教育のしやすいという形の中で、ひまわりこども園とか、そして空調機、そういったことを勘案しながら、さらに周辺にも、また町外、県外にもPRもしていきたいなど、このように思っております。また、逆に、高野議員、またいろんな形でご意見等々、ご提案があればどしどし言っただけだと、このように思えます。

○7番（高野正君） 結構です。

○議長（鈴木基次君） いいですか。そしたら、2問目。どうぞ。

○7番（高野正君） 2点目の質問、いきます。主幹という役職の役割はということで質問させていただきます。

主幹という立場の役職、課によっては配置されている課といない課がありますが、どの課に配置され、どの課に配置されていないのか、またその理由をお示しいただきたい。加えて、その役割は何なのか、お示しをいただきたい。なぜ、このようなことをお尋ねするかといいますと、過日の人事異動で上下水道課主幹が産業建設課主幹兼任辞令を出されたように新聞紙上で拝見いたしました。人事異動にかかわる人的なことなので、町長の領分ですから何ら申し上げるつもりはないんですが、事この件ではいささか理解しかねます。まず、この主幹の給料、一体どこから出ているのですか。先にお断りしておきますが、誤解のないようにしてください。主幹当人のことを言っているのではありませんよ。人事配置の不自然さを指摘しています。元に戻りますが、給与は、農業排水事業特別会計か、公共下水道事業特別会計か、どちらでしょうかね。また、産業建設課、どうなんでしょうか。別会計のところから給与を別々に支払われるわけではないでしょう。勤務時間ははっきりしていますか。例えば、20日間の勤務で、15日、下水道課で勤務しました。給与は折半でした。これって、もう既に一般会計からの持ち出しですよ。反対のことも言えますよね。特別会計も、一般会計も一緒なんですか。事のついでと言え言葉が悪いですが、上下水道課長の給与は企業会計から出ているのですか、一体どこから出されているのでしょうか。公共下水道事業、公共下水道に加入されている方は、公共下水道料金高い、いつになったら農集と一緒になるんだという声が多いです。以前より、同僚議員からもこの質問もあり、町長もよくご存じかと思いますが、こういったことも含めて足かせになっているのではないのでしょうか。このままでは、公平公正感が失われかねません。明瞭、明快なご答弁をいただきたい、期待します。

○議長（鈴木基次君） 町長。

○町長（森下誠史君） 高野議員の2点目、主幹という役職の役割はのお尋ねで、1点目、配置されている課は、いない課はにお答えいたします。

現在、主幹が配置されている課は教育課で、中央公民館とひまわりこども園にそれぞれ1名、福祉保険課で1名、そして今回の上下水道課・産業建設課兼務で1名の合計4名となっております。その他の課には、主幹は配置されてございません。

2点目、なぜ配置されていないのですかにお答えいたします。

美浜町行政組織規則第5条に、「課に課長を置き、必要に応じて主幹、課長補佐、主査、係長、主事等を置くことができる。」となっております。あくまで、主幹は必ず配置するというものではなく、町長の判断で必要に応じて任命しているものでございます。

3点目、主幹という役職の役割はにお答えいたします。

同じ規則の第6条2「主幹は、上司の命を受けて、その課の事務のうち特に命ぜられた

事務を処理する。」と定められています。今回、5月に前任の産業建設課長が退職し、課長補佐が課長に昇格する人事を行いました。この人事の中で、産業建設課は、業務がもともと2つの課であったのを1つの課にまとめたほど業務の範囲が広い課でございます。課長補佐が昇格して空席になったままでは新しい課長が大変と思う一方、4月の人事異動で多くの職員が動いた直後でもあり、できるだけ異動は小規模にとどめたいという思いもあり、いろいろ考えた末に上下水道課の課長補佐を主幹に昇格、産業建設課と兼務ということを選んだわけでございます。今回の兼務は、あくまで前課長が退職するという非常事態に対応するための異動であり、決してこの状態を長く続けることがいいとは思ってございませんので、そういう事情をご理解願います。

4点目、上下水道課主幹兼産業建設課主幹、給料をどのように分担されるのかでございますが、今回、兼務辞令を発令した職員につきましては、給料は公共下水道事業特別会計から出てございます。まだまだ下水道の管路工事や農業集落排水事業の処理場の現場もございまして、関係職員には、「あくまで3月まで軸足を下水道工事に置いた形でお願いしたい」と伝えてございます。

5点目、上下水道課、課長の給料は何会計から支払われていますかにお答えいたします。

上下水道課長の給料につきましても、公共下水道事業特別会計から出ております。議員ご指摘のとおり、水道事業で余り人件費を抱えると水道料金にはね返ることになります。今後、下水道事業についても、法適用の公営企業会計に変わった場合、下水道料金にも人件費がはね返ることが予想されますが、かといって給料の安い若い職員ばかりが公営企業に集めるわけにもまいりませんので、これが足かせという問題には繋がらないと考えてございます。

○議長（鈴木基次君） 高野議員。

○7番（高野正君） まず、町長の判断で必要に応じて任命している、置かれていないところは町長の判断で不必要だというふうに聞こえますが、いかがでしょうか。それと、その前課長が退職する、この退職するって、退職された方のことを余り言いたくはないんですが、停職というのは4月2日に出たんでしょう、4月2日に、停職というのはね。4月2日にそういう処罰を与えておきながら、課長不在で4カ月の停職ですと6月議会も含まれますよね。じゃ、要らないということですね、課長。その辺のことを含めたら、要るとか要らんとかって、結局、課長がすぐ数カ月したらまた新しい課長が昇進されて、ほんでまた町長、決してこの状態を長く続けることがいいとは思っていないと言いながらも、どうもよくわからないんですよ。それで、次に、一般会計の持ち出しかと、私、聞いたでしょう。公共下水道事業特別会計も、農集も、上水道企業会計も、この同じところに職員さんおられるわけですよ。多分、農集あたりは1人の担当かな、あと公共下水道、四、五人かな。農集は、今、改修していますよね。ほんで、人が要るって、そこに1人しかいないんでしょう。みんな、お互いに持ちつ持たれつ助け合いしながらその課を回している。財布は3つあるんだ、あそこに、財布3つあるけれども、担当職員は3つの仕事をし

ている方もおられると思うんですよ。この本当に公共下水道高い、僕、うちは農集ですから、余り農集のことを言っても農集、上がってもいいよとは言わないわけにはいきません。でも、これ公共下水道加入している方、高い高いと言っているんですよ。そしたら、課長の給与もここから、主幹の給与もここから、これっておかしくないですか。こんなの、条例で許されるんか。主幹が産業建設課と兼任、だけど公共下水道から給料払う。非常に、合点が、理解ができません。私のような悪い頭でも理解できるように、もう一度ご答弁をお願いします。

○議長（鈴木基次君） 町長。

○町長（森下誠史君） 高野議員にお答えいたします。

先ほど、私、ご答弁の中で、私の判断で今回こうさせていただきましたってご答弁させていただきました。というのは、美浜町の行政組織規則第5条に、課に課長を置き云々というような形で、先ほどご答弁させていただいたとおりでございます。やはり今回のこの上下水道課、そして産業建設課の兼務ということにつきましては苦肉の策ということでご理解を賜りたいなど、かように思います。そして、公共下水道、そして上水道というような形で給料という形のご質問であったかと思うんですけれども、これに関しましても、やはり企業会計という形へ何もかも給料がいきますと随分とその企業会計、水道事業ということではね上がるということも勘案しながら、こういったことをさせていただいたということでご理解を賜りたいなど、このように思います。

○議長（鈴木基次君） 総務政策課長。

○総務政策課長（福島教君） 今の町長のご答弁に補足させていただきます。

水道事業の場合ですと法適用の公営企業会計ということですので、人件費は水道料金で賄うというのが当然のことかと思っておりますけれども、集落排水事業、それと公共下水につきましては、まだ公費適用の公営企業ということで、今回の補正にもありますように、人件費分については一般会計からの繰り出しとなっております。ですので、これがその高いと言われます公共下水の料金にこの人件費がはね返っているということではございません。以上です。

○議長（鈴木基次君） 高野議員。

○7番（高野正君） 公共下水道事業にしても、農業集落排水事業にしても、私が言うのもおかしいんですけれども、これは町内同一料金というのがやっぱり正しいんじゃないかなと思っています。だから、今から、やっぱり課長さんも今年度課長になられたばかりで、企業会計いつからするのかとそういう計画、やっぱり練っていないと、いつまでもこんなことが続きますよ。それは、農集のほうは安いほうがええ。そやけど、やっぱり同じ地域、町内に住んでいて片や高くて片や安いなんて、同じ下水道やないかという話になれば、やっぱりその公共下水道事業に加入している皆さんは、おかしいやないかと、何でやねんと、やっぱり速やかに、前からいつか一緒にするんやするんやと言っていますけれども、30年度か、これはやっぱりもっと速やかに早く進めて、同じような料金体系にしておか

ないと非常におかしいと思いませんか。私、非常におかしいと思うんですよ。だから、その辺、もう一度町長のほうから、担当課でも結構ですけども、町長のほうから大体1年でも早くするようにとか、もし言えるようでしたら、ここではっきり言うていただきたいなと思うんですが、いかがですか。

○議長（鈴木基次君） 町長。

○町長（森下誠史君） 高野議員のご質問にお答えいたします。

おっしゃるとおり、この美浜町、三尾地区は別として、あとはこういった形の公共事業が進んでまいってございます。この平成27年度ということに関しましたらば、公共下水道ということで、本ノ脇のほうがある程度この平成27年度でめどがつくのではなかろうかなと、このように思っております。そういったことを勘案しながら担当課とも検討して、できるだけ早く進めて、料金の統一、均一ということを進めてまいりたいなと思っておりますし、その協議も入っている状態で、詳しくはまた担当課長のほうからあろうかと思っておりますけれども、それも勘案しながらでございますが、大体、平成31年度というような形になろうかと、このように思います。

○議長（鈴木基次君） 上下水道課長。

○上下水道課長（太田康之君） 補足説明になると思うんですが、まず料金についてなんですが、農集のほうが一番安く、農集って和田の処理区が一番安く、ほいで2番目に公共下水道となって、3番目には入山・上田井地区の集落排水事業が高いというような順序になっております。それと、料金の割合としますと、一応、10m³使うということになると農集を、和田の処理区を基本といたしまして入山・上田井地区の処理区は143%、約4割というような形の上乗せということになっております。

それと、公共下水道の処理区については110%、1割弱の料金が加算されているということになります。それと、料金の平準化という問題ですが、まず町長からのお話もあつたように、農業集落排水事業の機能強化事業の工事も完了します。それと、平成28年度には公共下水道事業の管渠築造工事が完了します。それによって維持管理等の修繕や工事は残るものの、事業は完了します。それで、公共下水道区域につきましては全域がこれで供用開始となりますので、接続率、流入量等を配慮しまして、見きわめながら、同一料金を平成31年度をめどに進めていきたいと思っております。

それと、公営企業会計の関係なんですが、今、平成31年度までに人口3万人という縛りがあるんですが、そここのところは公営企業法の会計の適用ということで義務づけられております。ただし、うちの3割未満のところにつきましては、義務づけはないんですが、努力義務ということになっております。それも検討して、早急に決めたいと思っております。

以上です。

○議長（鈴木基次君） 次。

はい、高野議員。

○7番（高野正君） はい、7番。

次に、安保法案、違憲の是非はということで、町長にお尋ねします。

6月の1週目、衆議院平和安全法制特別委員会におきまして、衆議院憲法審査会の参考人、御三方全員が安全保障関連法案を憲法違反と批判したそうです。あろうことか、自民党から推薦された参考人までも、早稲田大学の憲法学者ですけれども、違憲であると判断されたようです。そこで、町長にお尋ねします。とはいっても、衆議院の特別委員会で論議がなされていること、なかなか答えられにくいのではと思いますので、答えられやすいようにお尋ねします。

憲法は、日本に生まれ、最低限守らなければならないものと、私は思っています。また、司法、立法、行政と三権分立でもあります。しかしながら、いかに司法が違憲と判断されても、そういった中でも、この法律、国会で成立すると思われませんか、しないと思われませんか、どう思われますか。その理由もお聞かせください。

○議長（鈴木基次君） 町長。

○町長（森下誠史君） 高野議員の3点目、安保法案、違憲の是非はのご質問で、国会で成立する、しない、どう思われますかでございますが、今国会で安全保障関連法案の審議が行われていて、特別委員会で参考人の方が提案者の思いとは逆に憲法違反である旨の意見を述べたというのは、ニュース等で知ったところでございます。この審議の成り行きについて、地方自治体の長が意見を述べる立場にはありませんので、法案が成立するかしないかというご質問にはお答えしかねます。私の考えということでございますが、4月に行った新採職員に対する研修でも、私たちの自分たちの仕事は常に何の法律に基づいて行っているのか意識することが大事ですよという話をしました。まず、上位法である憲法があって、その下に地方自治法や地方税法などいろんな法律があって、それを補完するために条例や規則があることになりますので、根幹には憲法があるということだと思えます。お答えになっていないかと思いますが、これ以上はお答えはできません。また、その理由につきましても、法案が成立するかしないかというご質問にはお答えしかねますので、理由も何もございません。

○議長（鈴木基次君） 高野議員。

○7番（高野正君） この安保法案、通るのか通らないかどう思いますかって聞いてんの。この安保法案そのものをどう思いますかって聞いているわけやないんですよ。

町長、失礼ながら憲法第9条、ご存じでしょうけれども、日本国憲法、これ議長のお許しをいただきまして持ち込ませていただいています。これ、私のですよ。第2章、戦争の放棄。第9条、「日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。」。第2項、「前項の目的を達するために、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。」。さらに第10章、最高法規。第98条第1項、「この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命

令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。」。第2項、「日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。」。第99条、「天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員」、町長も含まれますよ、「この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。」。憲法にちゃんと書いてあるじゃないですか。私は、違憲だと思っていますよ、これは。町長、反問権使う前に言うておきます。憲法違反だと思っています。ただ、これを解釈の違い云々で嫌がることをするんだったら、国会と違うから余り言いませんけれども、違うから解釈を変えてできるよと、立法側がどんなに言うても無理があるのと違いますか。そこを言ってほしかったんですよ。これ、通すんなら、私は思うんですけども、先、第9条を変えてからだと思うんですよ、9条を。ちゃんと憲法を守れと書いてあるじゃないですか、戦争を放棄すると書いてある。変えるんなら第9条を変えてから、そう答えてほしかったんですけども、町長、もう一度お尋ねします、そういった考えは全くないのかどうか。

○議長（鈴木基次君） 町長。

○町長（森下誠史君） 高野議員にお答えいたします。

先ほど私がお答弁させていただきましたが、やはりこれに関しましては、地方自治体の長が意見を述べるというのはいかがなもんかなと思いますし、今国会で法案が成立しないかというご質問には、大変あれですが、ここではお答えをしかねるということでご理解を賜りたいなど、このように思います。

○7番（高野正君） わかりました。結構です。終わります。

○議長（鈴木基次君） しばらく休憩します。

再開は11時とします。

午前10時51分休憩

———・———
午前11時00分再開

○議長（鈴木基次君） 再開します。

2番 繁田議員の質問を許します。2番 繁田議員。

○2番（繁田拓治君） ちょうど時間、お昼からになるかどうかと心配しておったんですけども、ちょうど11時ですので、昼まで手短かにいきたいと思っておりますのでよろしく。

それでは、議長の許可を得ましたので質問に入らせていただきます。我がまちの地方創生についてお尋ねいたします。

今、国のほうで全国的な人口減少の克服について活発に議論を展開されております。我が町でも町長をトップとする創生本部を設置し、また、まち・ひと・しごと創生推進協議会を立ち上げるとして委員の募集をしております。今年度中に町の総合戦略と人口ビジョンの策定に取りかかるとのことです。そもそも、地方創生というのは安倍政権が重要施策の一つとして掲げている地域振興策の名称であり、経済対策であるアベノミクスの効果で株価が上がったり、円安になったりして景気が向上してきております。ただ、首都

圏に比べ、地方にはその実感が余りありません。そこで、「景気回復を全国隅々に」を目標に地方創生担当相を新設し、石破茂氏が就任されました。従来、各省庁が縦割りであればらに実施してきた地方活性化策をより効果的にする司令塔として、政府内に、まち・ひと・しごと創生本部を設置したのだと理解をしております。これまでの地域振興策とどう違うのかを見てみますと、日本の人口減少に対する危機感を背景に、人口減少を食い止めることに主眼が置かれています。昨年の5月に、民間団体の日本創生会議が日本の将来の人口推計を公表しました。その中で、2010年から40年までの30年間に若年女性が半分以上減る約900の自治体を、消滅可能性都市として分類しました。全国に約1,800ある区や市町村の半分が消滅するという衝撃的な内容でありました。

実際に、自治体が消滅してしまうわけではないとしても、子どもを産むのに適した年齢の女性が大幅に減る地域は、このままだと人口減少が加速することは避けられません。人口が減れば、その地域の消費も減ってしまい、幾ら政府が従来型の公共工事などの景気対策を打ち出しても、地元には大きな経済効果が期待できません。現状のままだと、約1億3,000万人の人口が2060年には8,700万人程度まで減るとされています。そこで、政府は昨年12月にまとめた長期ビジョンで各種施策により人口減少に歯止めをかけ、2060年の時点で人口1億人程度の維持を目標に掲げているとのことでもあります。

町長は、我が町の人口を7,500人台をキープしたいとのことでありました。人口急減、超高齢化という大きな課題に対し、各地域がそれぞれの特徴を生かした自律的で持続的な社会を創生できるようにするということでもありますので、我が町の実情を踏まえた上で質問、提案をします。

三尾地区では、空き家が多くなってきている。国民宿舎も閉鎖され、今あるすばらしい景観や観光資源が生かされていない。通り抜ける道が細く、不便だから、人はだんだん住まなくなってくるし、買い物に行くのも不便である。観光面においても、栄えないのではないか。海岸沿いの県道1本しかなく、台風の災害時には通行不能になり、孤立することがよくある。そこで、和田地区から三尾地区まで西山にトンネルを抜いていただきたい。国土強靱化、有田地方から建設されてきている湾岸整備事業等も視野に入れた上で検討いただきたい。

○議長（鈴木基次君） 町長。

○町長（森下誠史君） 繁田議員の1点目、我が町の地方創生について、和田地区から三尾まで西山にトンネルを抜いていただきたい（国土強靱化、有田方面から建設されてきている湾岸整備事業等も視野に入れて）にお答えいたします。道路は、私どもが生活する上で最も基本的な社会資本であり、道路網の整備充実については、町の発展の根幹をなすものであると認識しているところでございます。議員ご指摘のとおり、幹線道路が開通することでもたらされる効果は、人口減少への歯止めという意味からも、地方創生総合戦略の基本目標に掲げる時代に合った地域をつくる、地域を支える公共インフラの整備たるものと考えます。

さて、三尾地区へのアクセスについて、現在のところ、県道御坊由良線の1路線しかなく、台風時においては和田本ノ脇付近より通行止めとなる場合があり、災害の際には脆弱な面もあるのも事実でございます。私自身、和田から三尾への新たなアクセス道路の必要性は感じているところではありますが、数kmにわたってのトンネル工事となると莫大な費用が伴うのも事実であり、地方創生先行型事業における交付金事業としては建設工事であるいわゆるハード事業は交付金対象とならないため、財源確保も含めて慎重に検討しなければならないものと思っております。

○議長（鈴木基次君） 繁田議員。

○2番（繁田拓治君） 2回しか、あと質問できませんので、幾つかまとめて質問したいと思っております。よろしくお願いいたします。

道ができ、便利になると家ももう建つであろうし、今の状況を見ると、三尾地区においては他府県から来られた方ともともと住んでおられた方々と、そう大して変わりがないぐらいになってきておるんじゃないかと、そんなに見受けます。他府県から三尾へ来るということは、この地に魅力があるから来るのであろうと。長年にわたって来られている方が多いし、また三尾地区のすばらしい景観を生かすには、交通網の整備が急務であると考えます。これが、人口増に必ず繋がっていくと、私は確信して質問させていただいておりますが、以前、三尾のある方が和田から三尾までトンネルを抜いてくれという要望を知事にされておったのを聞いたことがあります。そのころによりますと、8億ぐらいかかるということでありました。今は、こういう話を持ち上げてみると、8億もかかる事業は今のご時世ではとんでもないじゃないかと思われると思いますが、例えばよく地域でも話に出るんですが、今、ロマンシティーのほうから農免に向けて道、橋つける工事されておると思っております。これ、総額7億円ぐらいかかると。あれ、7億橋やと言う人も中にありますけれども、実際この時期にこの7億もかけた工事が行われておると。これについては、いろんな補助金とかいろんな兼ね合いがあつてのことでもありますけれども、こういったいろんな兼ね合いの中で、こういったことが今できておるんですから、金がない、できないと放ってしまつては前に進まないんじゃないか、こういうことを考えております。補助事業との兼ね合いもあろうと思っておりますが、そこら辺を一つ研究していただきたいと。

そして、トンネル、外の道を削つてと思つたんですが、余り自然の景観を損なわれる、自然を壊すのも何やろうし、いっそもうするんであればトンネルのほうがええんやないかと最近思つておるんですが。そのトンネル工事でありますと、その出る残土の活用も可能であると。例えば、今、進められている自衛隊のかさ上げするんやということで、今、話出ておりますけれども、それにも使えるだろうし、また築山という話も出ております。田井のほうにも町に寄附いただいた土地もありますし、そこら辺も各地区にもそういったものが欲しいんじゃないかと、そういう残土も使えるんじゃないかと。そして、水道管一つにとつても、今、下が県道沿いにずっと埋めて今のところはいつておりますけれども、あれもかなりもう古いんだと思っております。そういったことも視野に入れることができるんやな

いかと。そういうことで、以前から煙樹ヶ浜やとか、松林、これはいいもの、美浜町にとってはもうなくてはならんもんでありますけれども、これには実際手をつけにくいので、西山を利用した観光開発と、そういったものもかねがね考えておったんですが、町単独では無理があるので、自衛隊の高台移転について前にも何回かお願いをいたしました。和田地区の西山で何か適したところがないかと、日高町まで有事のとき機材なんかを運んで逃げておるんですから、そこで使えるところがあれば、そういうことで提案をさせてもらったことがあります。それで、和田地区には適地がないということでもありますので、それやったら、いっそ三尾、いいんやないかなと、そういったことも考えております。

それで、現在は今の自衛隊の場所で現時点でかさ上げをしてという方向で進められておるといのも承知をしておるわけなんです、松切りの反対の声も上がっておりますけれども、もしそういったことでうまくいかなければ、三尾もまた何かのときに検討する余地があれば、これも一緒に含めていけるんやないかと、そういったことについて、今、考えておるわけなんです、幾つか申しましたけれども、また答弁のほう、よろしく。

○議長（鈴木基次君） 町長。

○町長（森下誠史君） 繁田議員にお答えいたします。

西山のトンネルを掘ったらというふうな形のご意見であったかと思っておりますけれども、道路というのはもちろん大事なことでございますし、社会資本、インフラ整備ということ、そして1本の道からいろんな形でもう少し多方面に行けるということ言えば随分すばらしいことではなかろうかなと、このように私も思います。ただ、先ほど、私自身、ご答弁の中でもお答えさせていただきましたが、莫大な費用というふうな形も勘案しながら、今後でございますが、担当課ということとともに協議をしてみたいと思います。

それと、トンネルということで8億等という形のご質問あったかと思うんですけれども、たしか今はもう少しトンネル工事ということで言えば、その何倍というような形になろうかってちょっと担当課のほうにお聞きしておりますけれども、その辺も勘案しながら検討をしてみたいなと、このように思います。それと、陸上自衛隊の件に関しましたらば、まだまだそこまでいっていない状況ということで、この辺に関しましては、このご答弁でご理解を賜りたいなと、このように思います。

○議長（鈴木基次君） 繁田議員。

○2番（繁田拓治君） 今の三尾地区の現状を見て美浜町の発展にと思って質問しているんですが、三尾というところは3つの尾根からなっておるんで三尾と言われると、そんなに私も聞いておるんです。それで、実際いろいろ見て回りますと、いろんな適地が物すごくいっぱいあると。荒れ地になって、今、放っているところもいっぱいありますし、そういうところももったいなくて仕方ないわけです。灯台なんかも、今、閉まっておりますけれども、あそこらへ行ったら物すごく観光にいいところだと思うんです。辛うじて蓮池ぐらい残っておるのかなというような状態でありますけれども。それと、災害時に孤立するおそれがあるというので、町長のほうはヘリポート建設というのも考えておられますけれ

ども、大変いいことだと思います。これも、こういったような道ができれば、また解消というか、またより効果的に使えていくんじゃないかと考えます。

それで、いきなりトンネルということでありますけれども、要するに今の三尾の状態を見ると寂しいので何とかよい方法がないもんかということで、いろいろと日ごろ考えた上で質問をさせてもらっておりますが、それがもしトンネルが難しいのであれば、何かあそこの三尾地区をもう少し盛り上げる方法の一つとして、今、小学校のあたりから上、昔の自衛隊つくった道、手直しされていますね。せめて、あの道をちゃんときちっと通れる、頂上へ行って日高町の小坂へ抜ける道ですけれども、そういった道の一つでもこしらえて、とにかく通していくと。ほいで、地方創生では、このハード面ではそういう交付金の対象にならないというのであるならば、国土強靱化であるとか、それから、今、湾岸整備ずっと有田からこっちへ来ていますね。由良のほうもかなりよくなってきています。先日も、白崎のあたりの開発とか、いろいろ乗っていますけれども、それから阿尾のあたりもちょっと開発されていますけれども、それらも含めて幅広く周辺整備を行うということを考えていかないと、この三尾のすばらしい環境、景観というものを台なしにするんじゃないかという危惧をしておるわけなんです。一石を投じておきたいと、そういう気持ちで質問させてもらっておりますが、そこらで何かございますか。

○議長（鈴木基次君） 防災企画課長。

○防災企画課長（中村幸嗣君） 繁田議員の質問にお答えします。

今の話の中で、トンネルが難しいなら三尾からのツツジの遊歩道という話も含めた上で、この質問にもあります国土強靱化のほうを利用してみてはという内容だったかと思いますが、この国土強靱化につきましては、国は平成25年に強くしなやかな国民の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法を制定しました。国土強靱化といいましたら、意味では強くしなやかな地域をつくる新しい取り組みです。ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせまして、平時にも有効に活用できる工夫をすることで効果を出すこととされています。

また、官民や民間企業同士が連携し、取り組みを進めますということで、これについてはあらゆるリスク、いろんなリスクを見据えながら、どんなことが起きても最悪な事態に陥ることが避けるような強靱な行政機能を事前につくり上げるということで、起きてはならない最悪の事態を明らかにすることです。それで、被害が致命的なものにならず迅速に回復するというので、この国土経済社会システムを平時から構築するという発想に基づいて取り組むこととされていますが、ただ被害に耐えることが最善で、被害を受けても致命的なものにならずに最小限に抑えて迅速に回復、復興させることと解釈しております。この言われる国土強靱化というのが、ただ現時点では特別な予算枠、既存事業の補助率のかさ上げや起債の特例等、財政上の支援措置はありません。将来を見据えまして、この動向を見ながら必要に応じて取り組んでいくことになろうかと思っております。

以上です。

○議長（鈴木基次君） 次。

○2番（繁田拓治君） どうもありがとうございます。

国土強靱化というのは、災害対策であろうかと思えます。先日も、新聞にも大きくいろんな形で報道されておりましたけれども、そこら辺も鑑みて、ひとつまたよろしく願います。

それでは、2点目の質問に入ります。

地方創生で教育の充実を。私は、常々、町づくりは人づくりからと考えています。今月の5日に、文部科学省が中学生の英語力向上や英語教育改善を目指す生徒の英語力向上推進プランを公表しました。これは、3年生を対象にした読む、聞く、書く、話すの4技能を測定する全国的な学力テストを新たに実施するという。学力テストは2019年度以降、複数年に一回、全員参加で実施するとしている。これは、昨年、高3の約7万人を対象に4技能をはかる抽出調査を実施しており、今年度は7月に中3の約6万人を対象にした調査を初めて行うとし、2018年度には予備テストを実施予定するとしています。政府の教育振興計画では、中学校卒業段階で英検3級程度以上、高校卒業段階で英検準2級程度以上の生徒の割合を2017年度までに50%以上とする目標を掲げているという。2014年度の調査では、中3は34.7%、高3は31.9%だった。こういったことから、英語教育の抜本的な改革に着手するとしている。そこで、前の議会でも提案しましたが、小学校英語について、今、小学校5・6年生で行われている英語をそれ以下の学年に導入することを提案したい。これには、指導者が必要である。小学校では、免許外で担任が担当しているところがほとんどだと思います。我が町は2小学校なので、ALTを1人追加し、英語の専科教員1人を雇用していただくことを要望します。

○議長（鈴木基次君） 教育長。

○教育長（古屋修君） 繁田議員のALTと英語の専科教員の雇用についてお答えをさせていただきます。この後、町長のご答弁もあるわけなんですけど、先立って私のほうから答弁させていただきたいと思います。

英語教育の推進につきましては、国際化が進展する現在及び将来において、その重要性につきましては言うまでもございません。議員が言われるように、文部科学省においても、従来読み書きに偏りがちであった英語教育を、読む、聞く、書く、話すをバランスよく身につけ、実際に外国語でコミュニケーションができる力、すなわち実践的コミュニケーション能力を身につけさせる取り組みを進めております。平成30年度に予定されている次期小学校学習指導要領の完全実施に向けては、小学3年生からの英語活動、5年生からの英語科が検討されているところでございます。

そのような中、美浜町としても次代を担う子どもたちに適正な英語活用力を身につけさせることは重要なことでもあります。議員が言われるALT及び英語専科教員の増員等に伴う学習環境の充実は非常にありがたいことであると認識をしております。今後は、平成30年度の次期学習指導要領の本格実施時期をめどに英語教育の充実を図っていく必要がある

と考えてございます。

以上です。

○議長（鈴木基次君） 町長。

○町長（森下誠史君） 繁田議員の2点目、ALTと英語の専科教員の雇用についてお答えいたします。

国際化が叫ばれる昨今、子どもたちに英語でのコミュニケーション能力を身につけさせていくことは、非常に重要なことであると考えてございます。現状では、松洋中学校にALT1名を配置する中で、週1日ずつは、松原、和田の各小学校での英語活動支援を行う体制をとっております。また、ひまわりこども園に対しても適宜ALTが訪問するようになっているところでございます。このような中、議員が言われるように、子どもの英語能力を向上させることは、ますます重要性を増してきているところでございます。町といたしましては、教育委員会と協議をする中でその重要性について十分な共通認識を醸成した上で、ALTの増員等の英語指導環境の充実を図っていく所存でございます。

○議長（鈴木基次君） 繁田議員。

○2番（繁田拓治君） これからの質問は、この英語について9月議会でも質問しましたし、それ以前にも質問したことがあります。そのときのことと重複している部分がありますが、その後の状況など、再度またお聞かせいただけたらと。それで、さらに地方創生ということも出ましたので、これがチャンスかなということで質問させていただきました。また、先ほども同じように、2回しか、あといけませんので、幾つかまとめていきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

この英語につきましては、東京都ではいろんな新聞とかによりますと、5・6年生より以前、下ですね、4年、3年、2年と、そういったようなところで取り組んでいる学校がもう約半数ぐらい、今、占めてきておると。それが、各府県にも広がりを見せておるということであります。そこで、英語の5・6年生でやっているんですが、英語の指導力を高める目的で教員のほうは3年目の教員を、3カ月間かな、英語圏の国に留学をさせておったりしております。そういった英語を5・6年生までのところで導入をしている学校へ行かすために、保護者も学校選択をされておると、そういうのも聞いております。ほいで、今、英語を指導するに当たって、教員は英語の免許を持った方が少ないと思われれます。そこで、民間の英会話学校で通って、そういうセミナーや勉強に行くと、そういう方がもう最近目立ってきておると。長期休養中とか、土日を含め、そういったところを活用して行っているというのも新聞でも出ております。ほいで、2020年度、今年は2015年ですから、あと5年たったら全面実施を目指す文部省の改革プランであると。先ほど、教育長のほうは30年度をめどに、平成30年度というのは、今年27年でありますから、28、29、30、3年です。そういったことで、大体2020年をめどに、中学校の英語の授業は英語で行うことを目標とするということも述べられておりました。このことについても前にも聞きましたが、教育長のほうでは、文部科学省、県のほうから通達がないのでと

いう答弁でありましたが、その後の状態をまた聞かせていただきたいのが一つと、そしてもう一つ、私は、小学校5・6年で教科として実際取り扱われる前に対策を講じておく必要があると思うんです。教科として取り扱われれば、文部省の指導要領にのっとって、今までの中学校の英語みたいなような感じで教育をされていくと思うんです。そこで、言葉でありますから、できるだけ早いほうがいいと。こういう地方創生とか、そういうのも出ておりますし、それを使ってでも、できるだけ早くしたほうがいいと。文教委員会のほうでも視察に行きましたけれども、その県でもそういったことを取り入れてやっているところはかなりあると思われます。それで、その会話についてであります、我々もそうですけれども、中学校で習い、高校で習い、また大学でも習い、それでも足らんからという塾にも行き、そして卒業してくる。今の国際化への時代と言われておるんですが、なかなかこの日常会話すらできない者が多い状態でありますので、こういったことをできるだけ早く解消すべく、言葉でありますから小学校の低学年から取り入れていくのがいいんじゃないかと。中学校英語であれば、私も、現職のときにいつも思っておったんですが、こんだけ英語の先生が力入れて、塾にも子どもたちは行き、ほいで卒業して、ほん簡単な日常会話すら話せん者がなぜこんなに多いのかなと。そういうふうな話せないというのか、そういう英語教育について疑問を感じておりました。それから、中学校の卒業時には英検の3級以上にする計画であるとか、高校では準2級ということ出ておりますけれども、実際、英語の先生に聞いてみますと、英検の3級というたら中学校であれば五、六人やと、通知簿で言ったら4以上かなというような話をされておりました。それぐらいしか通らないと。そういう中で、授業を英語の授業は英語でやっていくというふうに変わってくるということですので、実際どういう計画で、今後、我々、町としても取り組んでいけば、教育委員会としても取り組んでいこうとされておるのか、そういったものをお聞きしたいので。

それで、もう一つ、ついでですが、中学校では、小学校の活動中心の英語を、小学校では今やっておるわけですが、いきなり中学校へ来て学習モードになって、読み書き、文法とか、そういったものを中心になって習いますので、英語嫌いの者を生み出したりをしているのが現状でありますけれども、この中学校からの英語というのは、高校入試とか、また高校からの英語は大学入試とか、そういう入試のための英語であろうかと思われま。大学の入試制度が変わらない限り現行でいくしか仕方がないので、会話中心というのはなかなか難しい。ですが、最近、学校では、そういうこれはいかんという英語の先生も多いので、会話ができるように、特にALTなんかも来ていますし、リスニングのテストなんかも数多く取り入れながらやられていると思います。ですけれども、中学校現場では英語の指導者については、もうお気づきだと思いますけれども、このALTというのは余り好評じゃないんですよ。というのは、それをやっていると4時間ある授業のうちで1時間を、それを使いますと教科書の進行が遅れますから、テストに影響してきたりとか、入試に影響してきたりしますので、担当者はとにかく文部省からの与えられたその教科書をス

ムーズに進もうとするわけなんです。それで、余り会話中心でALTなんか入れてそうやっておりますと、要するにできなかつたら指導力を問われたり、いろいろする時代ですので、そういったこともあろうかと思えます。そういったことについては、現役のときにも私もよく耳にしました。

実際、松洋の何か英語を見ていますと、ALTの入れた授業は、普通の中学校では29コマが大体普通だと思んですが、それ以外のところへ入れております。例えば、水曜の6限目とかね。去年であれば、その6限目へ町単の講師をつけてALTと英語の授業国際化とかというそういう名目で実際やっておるんですよ。今年は英語担当者がついておりますけれども、そういうふうな現実、ほかでもそういうことをされている学校が多いわけなんです。そういったことから、僕は、小学校の低学年へそういう会話できるような環境をつくって、ほいで5・6年で行われている英語の指導者についても専科で、これはもうALTプラス専科がいいということは、教育長も十分承知しておられると思えます。そういうことでいけばいいと考えておるんですが、そこまででいろいろ幾つも質問しましたが、よろしく。

○議長（鈴木基次君） 教育長。

○教育長（古屋修君） たくさんありましたので、全て網羅できるかどうか自信はありませんが、ちょっとメモした部分だけでもお答えをさせていただきたいと思えます。

まず、英語の授業を4年生以下へも増やしていくと、簡単に言うたらそういうことであらうかと思うわけですが、もう議員ご承知のように、子どもたちの授業については、教育課程という中で国で基準が決められております。ですから、週の中で、1週間なら1週間の中で国語は何時間、算数、何時間、何が何時間というふうな形で決められておまして、それ以外にあいている時間がないというふうな現状があります。ですから、各学校が独自にこの時間を英語にする、週2時間を英語にするというふうなことはまず不可能であるということでありまして。ただ、東京あたりでやっているというお話ですけれども、それはどこを使っているのかなとちょっと僕は不思議に思えます。もし、それを使っているとすれば法律違反になるんじゃないか、国で決められている時間数を変えているということについては、法律違反になるのではないかというふうに、私個人は思えます。まず、これ1点目。

それから、他の教科、英語以外の他の教科も英語でということになると、国のほうではそういう案を持っているようではございますけれども、実質的に現実的にどうでしょうかということ、僕は思えます。というのは、果たして数学の先生、英語で授業できるだろうかということですね、そういう問題が一方に出てこようかと思えます。それから、議員おっしゃるように、英語というのは言葉ですので、ある意味、慣れですね。そういう意味から、小さい子どもころから英語に携わるとということについては決して反対ではありません。この論議については、もうずっと以前から国のほうでも話し合いをされておりました。ただ、そういう話し合いの中でよく出てきている言葉に、英語より先、日本語じゃろうが、こう

いうふうな意見がかなりあるがために、なかなかこう、英語が小学校段階、低学年段階でなかなか出てきにくいというふうな経過がありました。ただ、前回、平成20年の学習指導要領が出されたときに、5年生、6年生については、英語活動、もうちょっと言えば外国語活動という形の授業を、年間35時間、週1時間の割でやりなさいということになりまして、現在、松原小学校、和田小学校でそれぞれ週1時間の割合で英語活動をしている、英語教育ではありません、英語活動です。ですから、英語になじむという程度のものだと解釈していただけたらと思います。そのときには、今、松洋中学校に入っておりますALTが小学校に出かけて行って、子どもたちと一緒に英語活動をしていると、慣れることをしている、そういう現状がございます。

それから、英検のお話がありました。3級という英検につきましては、中学校の英語をマスターできた程度というふうな形です。松洋中学校の子どもたちも、英検を受けております。全員が全員受けているわけではありませんが、結構な数字受けておりまして、卒業生の昨年度で言いますと、約32%の子どもが英検を受けております。3級以上です。準2級という級を受けた子どももおります。準2級を受けた子どもで、合格もしております。大体、卒業した子どもたちの3分の1程度は3級程度は合格していると、そういうふうな昨年度の様子であります。それで、この英検につきましては、今年度、県の施策で、中学卒業生、いわゆる中学3年生全員に受けさせると、受けてもらうというふうな方向が出ております。今、まだはっきりしたことで学校へは説明はされておきませんが、来月7月ですか、県の教育委員会のほうから担当者が参りまして、学校長宛てに詳しく説明をするというふうな運びになっております。そういうことで、県自体も、また国自体も英語については、かなり力が入ってきているという現状がございます。

それから、ALTの仕事関係につきましては、先ほど議員さんがおっしゃられましたように、英語授業の中で使われたり、また松洋中学校の場合は総合的な学習の時間なんかを利用した形で、子どもたちとの間での英会話というあたりで使われているようなことです。私どもとしましては、できるだけ英語の時間に使えというふうなことで、校長あるいは英語教師には指導をしております。

全て網羅できたかどうかわかりません。議員さんをご質問されたこと、ちょっとメモできたことだけ、お答えをさせていただきました。

○議長（鈴木基次君） 繁田議員。

○2番（繁田拓治君） 今、実際の話、小学校の時間割の中でどんなに入れていくかというのもありました。小学校の先生にもいろいろ聞いてはおります。それで、その中で、とにかく来ていただいて、まず給食を一緒にするとか、それからいろんな活動をするときに一緒にやるとか、また昼休みとか、休憩時間に一緒にやって、そのときに集中的にいろいろやってもらうとか、時間は確保しなければいけないのはそれはもうきっちり決まっておりますので、それをひっくり返してというわけにはいかないかと思っております。ですが、十分、そういう言葉ですので、コミュニケーション能力を高めるためにええんやないかと。一番、

何なのは、5・6年で英語苦手なんやけれども、5・6年持ちたいんやけれども英語あるさかいよう持たんと、ほいで、いう方がおられたり、ほいでまた英語だけ代わってくれというようなことを実際ありましたし、そういうのを聞いておりますし。ほいで、中学校へまいりますと、リスニングのテストをするわけですけれども、この1年生のリスニングのテスト、リスニング力というのは、以前これ小学校英語導入前と比べたら物すごいよくなってきておると、向上してきておると。そやから、中学校の先生もそのALTを中学校へ入れるように、小学校へ入れてもうて、専科もつけて、ありとあらゆる行けるところで、小学校ですから時間の余裕もかなりあると思います。そういうところでやっていくのがいいんやないかと、そういうことも聞いております。

ほいで、そういうことでなってきましたと、いち早くこの日高管内でも取り入れたりしますと、美浜町は英語、小学校でやっているんやと、そういうことで親もそういうのが興味ありますので、人口増にも繋がっていくきっかけになるんじゃないかと、そういうことで質問させていただきました。

30年度をめどにと、こう言われておりますが、実際入れるとなったらどんなものでしょうか。30年といたら、あと今年27年度もう始まっていますから、28、29、30と3年あるわけなんですけれども、実際にどれぐらいうまく、このそれ文科省、県からの通達以前にやろうという気があるんか、やってみようかなという方向で進まれるんか、もうそれとも上から言ってくるのを待つんやよ、指示待ちやよというんか、どちらか、そこら辺を聞かせていただきたいと。

○議長（鈴木基次君） 教育長。

○教育長（古屋修君） 先ほどの議員のご質問ですが、まずその教員の英語力の問題につきましてですが、小学校の教員に対して英語の研修会というのを県のほうでは組み入れ始めています。やろうかという方向に今なっておりますので、またそこら辺のあたりは少しずつ改善されていくんではないかなというふうなことを思います。これ、1点です。それから、見通しにつきましては、先ほどもお話しさせていただきましたように、まず一つは授業時数の問題があると思うんです。1人のALTなり、また1人の英語担当教員なりという者が入ったときに、この1人が1週間でどれだけ授業へ行く場所があるかということが一つ問題になってこようかと思えます。まだ、具体的なことを、私、何も考えておりませんので詳しいことは言えませんが、そこらあたりも勘案しながら、できたら何とかしたいなという気持ちは、私自身にはあります。今後、ちょっと研究をさせていただきたいな、このように思っております。

○議長（鈴木基次君） 町長。

○町長（森下誠史君） 繁田議員にお答えいたします。

先般も、総合教育会議ということで開催もさせていただきました。今後でございしますが、首長とそして教育委員会がいろんな面で協議をして、さらなる子どもは地域の宝という形の中で教育の振興に努めてまいりたいと思います。今後もそうでございしますが、教育委員

会と色々な形で連携を密にしながら取り組んでまいりたいと、このように思います。

以上です。

○2番（繁田拓治君） そしたら、以上で終わります。

○議長（鈴川基次君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

したがって、本日はこれで散会します。

午前十一時五十三分散会